委　託　契　約　書

収入印紙

1　委託業務番号　　令和８年度　第２５９号

2　委託業務名称　　クリーンプラント粗大ごみ処理棟等アスベスト事前調査業務

3　委託業務場所　　別紙仕様書のとおり

4　履行期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

5　委託金額　　円
　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円

6　その他

上記の委託業務について、発注者と受注者は、別添の約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　　月　　日

発注者　住所　　長浜市八幡中山町200番地
　　氏名　　湖北広域行政事務センター
　　（代表者）　　管理者　松居　雅人

受注者　住所
　　商号又は名称
　　氏名

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（ 別冊の仕様書、図面、説明書及び説明に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、発注者は、契約書記載の委託金額（以下「委託金額」という。）を支払うものとする。

３　第１項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（委託業務完成保証人）

第２条　この契約による委託業務完成保証人については、第　２　号に定めるところによるものとし、第　１　号の規定は適用しない。

（１）　委託業務完成保証人については、次に掲げるところによる。

ア　受注者は、委託業務を完成することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を完成することを保証する他の業者を委託業務完成保証人として立てなければならない。

イ　アに規定する保証人は、発注者の定める基準の範囲内において選定しなければならない。

（２）　委託業務完成保証人は、必要としない。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

２　発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

（一括再委託等の禁止）

第４条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、請負わせようとするときは、この限りでない。

３　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（委託業務の調査等）

第５条　発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第６条　発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（履行期間の延長）

第７条　受注者は、その責めに帰すことができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め

る。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第８条　委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとする。

（履行遅延の場合における損害金等）

第９条　受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、遅延損害金を付して履行期間を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

２　前項の遅延損害金は、延長日数に応じ、委託金額につき契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、第１１条の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（検査及び引渡し）

第１０条　受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書とともに成果品を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から１０日以内に成果品について検査をしなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項を準用する。

４　受注者は検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

（委託金額の支払）

第１１条　受注者は、前条第２項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託金額の支払を請求するものとする。

２　発注者は、前項の支払請求があったときは、請求書を受理した日から３０日以内に委託金額を支払わなければならない。

（委託業務完成保証人）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務完成保証人に対して委託業務を完成すべきことを請求することができる。

（１）　履行期間内に委託業務を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

（２）　正当な理由なく、委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（３）　正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　委託業務完成保証人は、前項の請求があったときは、第３条第１項の規定にかかわらず、この契約に基づく受注者の権利及び義務を継承する。

（発注者の任意解除権）

第１３条　発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第１５条又は第１５条の２の規定に

よるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第１４条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）　正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（２）　履行期間内に成果品が提出されないとき又は履行期間経過後相当の期間内に成果品が提出される見込みがないと認められるとき。

（３）　正当な理由なく、監督又は検査の執行を妨げたとき。

（４）　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　第３条第１項の規定に違反したとき。

（２）　履行期間内に委託業務を完了できないことが明らかであるとき。

（３）　受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき 。

（４）　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

（８）　第１７条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（９）　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第１５条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第７条第１項若しくは第２項(独占禁止法第８条の２第２項及び第２０条第２項において準用する場合を含む。)、第８条の２第１項若しくは第３項、第１７条の２又は第２０条第１項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（同条第２項及び独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。

（３）　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１６条　第１４条各号、第１５条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前３条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第１７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　第６条の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が３分の２以上減少したとき又は委託業務の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６か月を超えるときは、６か月）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後３か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（２）　発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１８条　前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　第１４条、第１５条又は第１５条の２の規定によりこの契約が解除された場合

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（賠償の予約等）

第２０条　受注者は、この契約に関し、第１５条の２各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託金額の１０分の１に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完成した後も同様とする。

２　前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（解除に伴う措置）

第２１条　第１３条から第１５の２まで又は第１７条の規定により契約が解除された場合において、発注者は、必要があるときは既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、その既済部分に対する委託金額に相当する額を支払うものとする。

２　前項の規定による既済部分に対する委託金額に相当する額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約不適合）

第２２条　納入された成果品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対して当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　契約不適合のある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対し履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

３　契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前２項に規定する請求をすることができない。

４　第１項又は第２項の請求は、債務不履行による損害賠償の請求又は契約解除権の行使を妨げるものではない。

（担保責任）

第２３条　受注者は、成果品の契約不適合について、第１０条第４項の引渡し後１年間担保責任を負うものとする。

２　成果品の契約不適合について、発注者がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、委託金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

３　前項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

（秘密の保持等）

第２４条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第２５条　受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、湖北広域行政事務センター個人情報保護条例（平成23年条例第７号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第２６条　受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかに発注者に事故の詳細、原因を報告しなければならない。

（契約外の事項）

第２７条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年規則第５号）その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

２　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

別記（第２５条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（取扱責任者等の報告）

第２条　受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を、発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。

（取扱場所の報告）

第３条　受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、発注者に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（漏えいの防止等）

第５条　受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第６条　受注者は、業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第８条　受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第９条　受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっても、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。

（資料の返還等）

第１０条　受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査）

第１１条　発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、受注者はこれに応じなければならない。

（事故発生時の報告）

第１２条　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約の解除等）

第１３条　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（罰則の適用）

第１４条　湖北広域行政事務センター個人情報保護条例第４２条、第４３条及び第４５条に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。